



リンク	TOP	MPD
S・A	9	9

犯罪の予防・制止



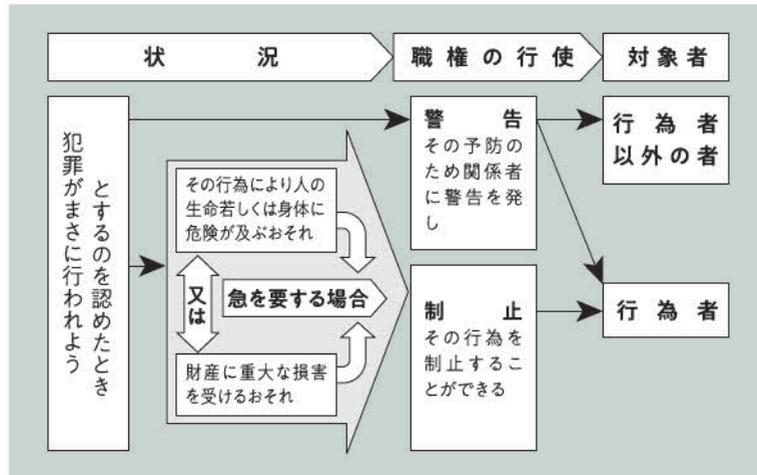
警察官は、犯罪がまさい行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる(警職法5条)。

意義及び構成

① 警職法5条の意義

警職法5条は、警察の主要な責務である「犯罪の予防」を果たすため、警察官が行うことのできる警告及び制止の措置について定めた規定である。

② 警職法5条の構成



警告

① 意義及び法的性格

警告は、① **犯罪行為を行おうとしている者**に対しては、**行為の中止を求める**ものであり、② その行為によって**被害を受けるおそれのある者**、その他**関係者**に対しては、**危害の回避等を求める**ものである。警告は、犯罪の発生を予防するための**任意手段**であり、相手方

に法的義務を課すものではない。行政指導に当たる。

② 要件

警察官において、**犯罪がまさい行われようとするのを認めたとき**が要件である。

(1) 犯罪

刑法学にいう犯罪としての要件を備えている必要はなく、① **犯罪構成要件**に該当し、かつ、② **違法**であれば足りる。したがって、刑法上の「責任」要件を欠いている未成年者の行為であっても、警告の対象になる。

(2) まさい行われようとする

具体的な犯罪の発生が、社会通念上、**相当程度に迫っている**ことをいう。犯罪構成要件を満たす行為の前段階にある場合に限らず、現に**犯罪が継続し、発展しつつある場合**も含む。

例えば、多くの粗暴事犯のように、殴打、足蹴、物の投げ付け等が連続的に反復されている場合も対象になるよ。



(3) 認めたとき

「犯罪がまさい行われようとする」に当たるか否かの判断は、**警察官が客観的・合理的に判断**する。そのとき、警察官が直接現認した事情に限らず、**関係者の通報等**を資料に加えて判断することができる。

③ 警告の対象者

警告の対象者は**関係者**であり、これは犯罪が行われようとしている事態に直接又は間接に関係する者である。

知っ得メモ

警告の対象者

- ① 犯罪を行おうとしている者(加害者)
- ② 犯罪の被害を受けるおそれのある者(被害者)
- ③ ①や②に注意等を与えることのできる同道者、保護者等
- ④ 場所や物件に関係のある犯罪に関しては、その所有者、管理者、占有者等

④ 警告の手段・方法

臨機で適宜の手段・方法をとれるが、注意や説得の範囲を超え、**実質的な強制にわたるようなものであってはならない**。例えば、拳銃を構えることは、強制に当たる。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 3とリンク!

不動産の二重売買による横領罪の共同正犯の成否

甲は、Aに対し自己の土地を1,000万円で売却し、その代金を受領したが、登記簿上の所有名義は甲のままであった。その後、このような事情を知っていた甲の友人乙は、甲に対し、当該土地を取得するため、執拗に働き掛けた末、甲は土地の売却を承諾し、乙への所有権移転登記を完了させた。



問 この場合の甲及び乙の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡